

シリーズ⑤

ガバメントハンターによる小諸市野生鳥獣 対策の変遷と新たな取組み

—長野県モデルの確立へ「信州ガバメントハンター協議会」が挑む広域連携—

小諸市 農林課 事務主任（ガバメントハンター） 櫻井 優祐

小諸市では、2011年（平成23年）から野生鳥獣対策の専門職員として、いわゆる「ガバメントハンター」を導入し、捕獲体制を従来の猟友会委託から市直営組織による体制へ移行するとともに、地元ハンターや認定鳥獣等捕獲事業者と連携、ICT活用、ジビエ利用など先進的な野生鳥獣対策を推進してきた。しかし人材の不足、クマ問題、緊急銃猟制度への対応など小諸市を取り巻く環境も年々変化している。激動を迎える野生鳥獣対策と社会的課題となったクマ対策を背景に、2026年（令和8年）にはガバメントハンターによる新たな取組みとして小諸市と大町市が連携し「信州ガバメントハンター協議会（SGHC）」を設立した。また、情報共有システム「SGHC Connect」を活用した広域連携を開始した。県内市町村担当者への実務支援や県への進言など、長野県モデルの確立と野生鳥獣対策の底上げを目指す先進的な取組みに挑戦している。

1 ガバメントハンターによる野生鳥獣対策

（1）捕獲体制の見直しとジビエペットフード化の取組み（創生期～成長・安定期）

小諸市は長野県東部に位置し、北部には浅間山麓の豊かな森林が広がる。浅間山周辺は上信越高原国立公園や国指定浅間鳥獣保護区が指定され、生態系と自然豊かな地域である。しかし、ニホンジカやイノシシなどの増加に伴い農業被害は年々深刻化、野生鳥獣対策が重要な行政課題となった。

そこで小諸市は、大学で哺乳類の研究者だった竹下毅氏を2011年に専門職員として雇用し、本格的な野生鳥獣対策の改革に乗り出した。竹下氏は地域住民への講座や箱わなの貸出事業を導入するとともに自らも、わな猟免許を取得し現場で地元猟友会員と捕獲活動に携わった。

一方、猟友会への全面委託は、体制の維持や事務処理、費用対効果など様々な課題に直面しており、市は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく「野生鳥獣対策実施隊」を設置し捕獲活動を市直営とする大転換を

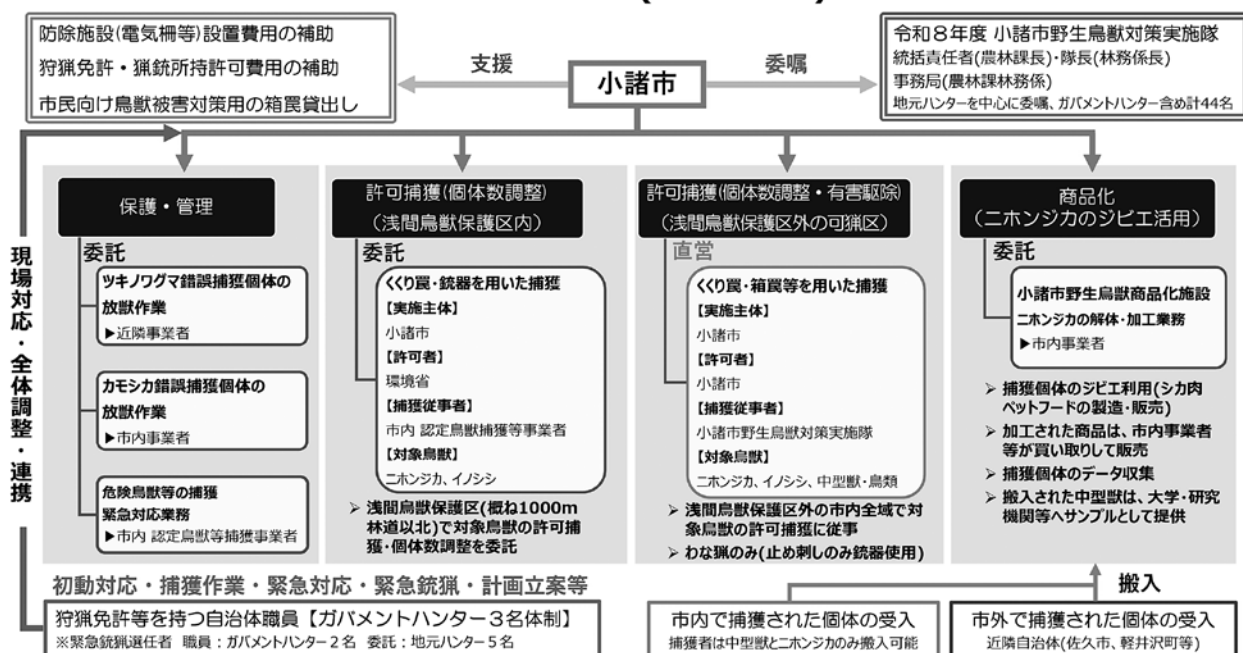
した。

猟友会は地域の狩猟愛好団体として、本来の立ち位置に戻し、希望者を実施隊員に委嘱することで従来どおり捕獲活動に参加できる体制を整備した。さらに環境省の認定鳥獣等捕獲事業者制度に着目した有志の地元ハンターが法人を設立した。浅間鳥獣保護区の個体数調整やICTを活用した捕獲、シャープシューティング及び夜間銃猟等の特殊事業を委託し、小諸市は先進的な取組みを官民連携で進めた。

実施隊による捕獲活動や認定事業者への業務委託によってシカの捕獲頭数は大きく増加したが、処理費や報奨金の増加が新たな課題となった。そこで竹下氏は、ジビエペットフード加工施設を整備し捕獲個体の有効活用と財源確保の両立を実現させた。この一連の取組みは、農林水産省から優良事例として表彰され、小諸市独自の野生鳥獣対策モデルが確立し、創生期から成長・安定期へと発展を遂げたのだった。（図1）

図 1

小諸市野生鳥獣対策事業(防除・駆除)の実施体制



出典：小諸市作成。

(2) クマ対策を背景にガバメントハンターの存在意義確立へ（再成長期）

小諸市における野生鳥獣対策の大転換から約 10 年が経過するとベテランハンターの高齢化や引退等によって捕獲体制は弱体化、若手ハンターも本業との両立が難しく捕獲頭数は減少傾向に転じた。加えて初代ガバメントハンターを担ってきた竹下氏の退職も予定され、人材の確保等が大きな課題となった。まさに停滞期から再成長期に向かう狭間ともいうべき時期だった。

2023 年 4 月、隣接する町役場から市役所に 1 人の職員が転職し農林課に配属された。新たなガバメントハンター人材である。第一種銃猟とわな猟免許を有し狩猟経験と行政経験を併せ持つ強みから、農業被害現場で侵入経路や足跡などのフィールドサインを確認し、防除対策の助言や地元ハンターとの情報共有を行うなど「ハンター目線」を現場や行政事務に反映させた。また、捕獲圧の低い地域では自ら捕獲活動に従事し行政とハンターとの調整役も担ったほか、狩猟免許・猟銃所持許可取得等に関する補助金の見直しなどにも取り組んだ。

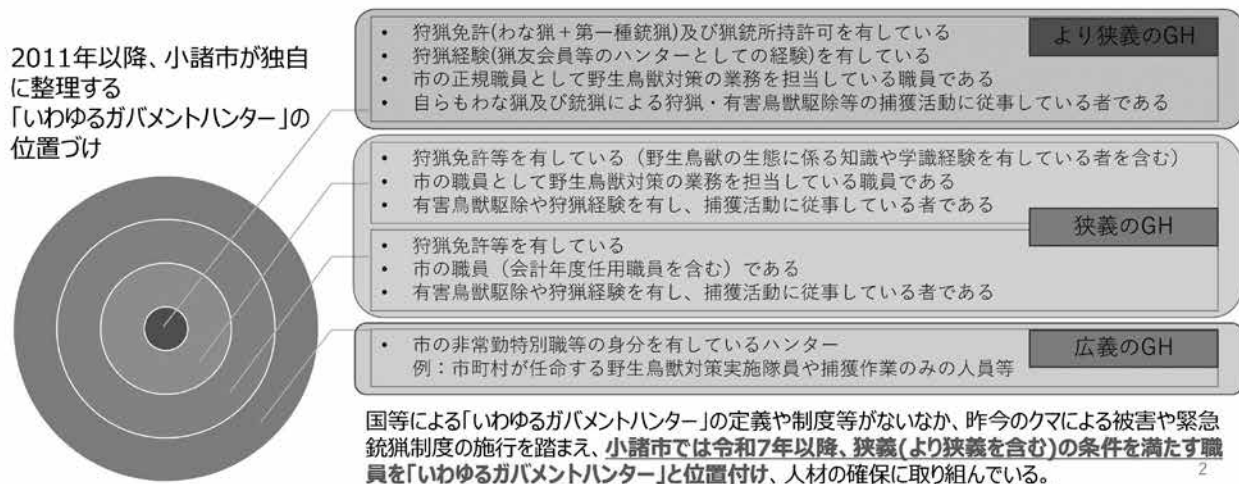
昨今、クマの市街地出没や人身被害が全国的に増加し、小諸市でも農地や住宅地周辺への出没が相次

いでいた。市ではガバメントハンターが現地調査を行い、県の捕獲許可を得て箱わなの設置や監視カメラによる管理、誘引物の除去などの対策を地元ハンターと連携、必要に応じて捕獲後の搬送や行政間の調整まで迅速に対応している。（図 2、図 3）

2025 年 9 月には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護管理法）の改正によって市町村長の判断で住宅密集地でもクマ等の危険鳥獣を銃器で捕獲することができる「緊急銃猟」が施行された。実施には安全確保が最重要となり、発射地点やバックストップ、立入規制等、捕獲計画の立案に専門性が求められた。多くの市町村では一般事務職が中心で、制度運用への不安を抱いていたが小諸市ではガバメントハンターが中心となり緊急銃猟への対応や体制整備が着々と進められた。

小諸市の約 15 年間に及ぶ取り組みは全国から注目され、テレビや新聞など多くのメディアで紹介された。「ガバメントハンター」という言葉は広く認知され、国のクマ対策パッケージにも人材確保の考え方が盛り込まれるなど全国の自治体へ波及しつつある。

図 2



出典：小諸市作成。

図 3



出典：小諸市作成。

2 現場に求められる専門性と増す責任、ガバメントハンターの新たな役割

(1) 緊急銃猟制度による専門性と自治体負担

緊急銃猟制度の施行後、東北を中心に運用事例が確認され始めた頃、小諸市は長野県大町市が地元企

業と共同で開発した「緊急銃猟対応管理システム」を新聞報道で知り、いち早く注目した。このシステムは、大町市のガバメントハンターである傳刀氏が環境省の緊急銃猟ガイドラインに基づく手順を現場で迅速かつ確実に実行し経過や責任の所在を記録で

きる仕組みが必要であると感じたことから、大町市の猟友会員でありシステム開発会社（株）Goat Plus 代表の田中氏と共同で開発したものである。

システムは、パソコンやスマートフォンを用いて緊急銃猟の実施手順、地図情報、関係者ごとの役割や確認事項を一元管理し共有できるのが特徴で、フェーズごとに誰が何を確認し、どのような判断を行ったか自動的に記録され報告書としても出力できるため、安全管理と説明責任を支える画期的な仕組みとなっている。

この取組みに着目した小諸市は、大町市へ視察を申し入れ訓練の見学やシステム導入に向けた協議を重ねるなどガバメントハンター同士の交流も深めていった。

2025 年 11 月から 2026 年 2 月までの短期間で両市の連携は急速に進展し、この関係を契機としてガバメントハンターによる団体構想が生まれた。小諸市は「県内でガバメントハンターが配置されている自治体同士が連携し、課題解決や情報共有を図る組織を設立できないか」と大町市へ提案。大町市もこれに賛同し事務レベルで協議が始まった。傳刀氏を中心とした大町市の積極的な姿勢に加え、（株）Goat Plus の田中氏も全面的に協力を申し出たことで、行政と民間企業が一体となった B2G による枠組みへと昇華された。

協議を重ねる中で共通認識となったのは、クマ対策や緊急銃猟だけでなく、シカ、イノシシ、サルなど現場の最前線で鳥獣対策を担う市町村担当者は、専門性が求められ大きな責任を担っており、業務は属人的なうえ異動によってノウハウはリセット、身近な相談先も無く孤立しやすい状況がどこの市町村でも起こり得るということだ。そこで団体の枠組みは県内すべての市町村担当者を対象とし、情報共有基盤を整備してノウハウを共有する仕組みとした。そしてこの広域連携の枠組みを「信州ガバメントハンター協議会」とすることが決定した。

（2）ガバメントハンターによる新たな挑戦「信州ガバメントハンター協議会」の設立へ

広域連携の取組みを具現化すべく（株）Goat Plus によって参加自治体限定のセキュアなネットワーク環境下における情報連携プラットフォーム

「SGHC Connect」が完成した。チャット機能や投稿機能を通じて現場の情報や事例をリアルタイムで共有できるようになり、現場と人をデジタルでつなぐ仕組みである。

協議会の運営は、事務負担を抑えるため事務局用務を小諸市農林課と大町市農林水産課で割り振り、システム管理者として（株）Goat Plus を加えた運営体制とした。

県内市町村の加盟に当たっては、ガバメントハンターの有無は要件とせず、年会費や役回りなどの事務的負担も生じないように、参加しやすい状況を整えた。ガバメントハンターを擁する小諸市と大町市だからこそ広域的な連携と対策を実現したいという使命感が短期間での協議会設立を可能としたのである。

2026 年 3 月 21 日、小諸市役所において両市長による共同記者会見が行われ「信州ガバメントハンター協議会（SGHC）」が発足した。これは両市のガバメントハンターにとって新たな役割を担う象徴的な取組みとなった。

協議会設立と同時くして、小諸市ではガバメントハンターの体制強化にも着手した。クマ対策や緊急銃猟制度により、行政に求められる専門性が一層高まる中、一般事務職ではなく専従の職員を配置する機運が再び高まったのである。その布石として総務省の集落支援員制度を活用し人材を募集した。結果、32 歳の地元若手ハンターから応募があり農林課での雇用が実現、千載一遇のチャンスを得た。

同年 4 月 1 日時点で、銃猟・わな猟免許保持者 2 名、わな猟免許保持者 1 名の計 3 名のガバメントハンターの肩書を持つ職員が農林課に在籍、初動対応や捕獲活動、緊急銃猟への対応力が大きく向上したほか、講師依頼や委員委嘱、協議会関係の取組みなど新たな活動に対応することが可能となり、内部における役割の変化や、後進の育成、世代交代が進み始めている。

（3）協議会による広域連携に国・県も注目

協議会は、発足のその日に小諸市を会場に緊急銃猟の実地訓練を開催するなど積極的に活動を開始した。直近で加盟自治体 15 市町村、登録職員数 29 名、県内の比較的、クマやシカによる被害が深刻な

地域の市町村を中心に参加が広がった。

SGHC Connect では、小諸市と大町市が中心となり、クマ対策や緊急銃猟、銃刀法等の制度考察、ICT 活用、補助金活用、事例研究等をコラム的に発信した。当初は情報提供が中心だったがしだいに加盟自治体からの質問や経験談が投稿されるようになり、様々なノウハウや情報が蓄積される状態に発展している。ガバメントハンターが狩猟経験を基に助言するだけでなく、市町村担当者が地元ハンターから得た知見、日々の業務対応から得られた実務経験に基づくノウハウなどが寄せられ、500 件を超える投稿・返信数となり加盟自治体間で多くの情報が共有されている。

活発なやり取りによって見えてきた共通課題をテーマに、緊急銃猟の実地訓練やテーマ別研修会、意見交換会などを企画、これまで3回の会合を開催した。協議会による取組みは、長野県や環境省、農林水産省の各担当職員からも注目され、市町村が主体となり現場対応力向上を目指す全国でも先進的な取組みとして評価を得ている。それは、協議会が情報共有の場に留まらず、現場の声や課題を県・国へつなぐという役割を担っているからでもある。

3 ガバメントハンターの視点を全体で共有

(1) 今後の麻醉銃猟運用に係る課題

2026 年 4 月以降、県内外で市街地等に出没するクマへの対応として麻醉銃が相次いで使用された。いずれも鳥獣保護管理法 38 条の 2 による住居集合地域等における麻醉銃猟の許可（都道府県知事許可）による事例で緊急銃猟による麻醉銃を使用した捕獲ではなかった。

協議会では、この状況に課題意識を持った。多くの自治体で緊急銃猟の体制整備が難航し、独自マニュアルの作成や射手となるハンターの確保に苦慮している。その反動だろうか、緊急銃猟に比べ手続や安全管理が容易だという印象のもと知事許可による住居集合地域等での麻醉銃猟に依存しやすい雰囲気を感じている。

こうした背景もあってか、長野県では、緊急銃猟に代わる手段の1つとして、知事許可による麻醉銃猟を市町村に促す動きが垣間見れ、これにつ

いて協議会の運営主体である小諸市、大町市、(株) Goat Plus は、実態と制度運用の側面から懸念を抱いた。

その理由は、本来、同法 38 条の 2 による住居集合地域等での麻醉銃猟は、ニホンザルへの使用を目的としたものであり大型獣への使用は原則禁止、例外的運用となっているからである。麻醉銃を使用する場合であっても、市街地等を自由に移動するクマを対象とする以上、立入規制や避難誘導など緊急銃猟と同等の安全確保措置が知事許可の麻醉銃猟であっても必要である。

権限などの面で違いは明白である。緊急銃猟では土地立入権や交通規制、避難指示など法的権限が市町村へ付与され、事故発生時の責任関係も整理されているが、知事許可による麻醉銃猟にはこれらの権限が付随しないため、市街地対応の制度として果たして十分と言えるのだろうか。

人材の面でも懸念は多い。県内でクマの麻醉銃猟が可能な人員は、県委嘱のクマ対策員等 4 名であり、そのうち 1 名は引退を検討している。77 市町村をカバーするためには、体制的に十分とは言えない。

小諸市も 2023 年から麻醉銃導入を検討しているが緊急銃猟に係る備品調達などの優先順位や財政的制約から導入に至っていない。海外製機材は円安の影響で価格が数倍に高騰し、麻醉銃本体と備品に約 350 万円を要する。使用する麻醉薬は資格が必要なものや国内では販売されていないため関係省庁に輸入手続を要する薬品もあり、市町村単独で体制を整備するにはハードルが高い状況にある。

(2) 協議会から県への進言に向けた準備を進める

こうした現状を踏まえ、7 月 17 日に開催した協議会第 3 回会合では、麻醉銃猟制度の整理、人材育成、資機材・薬品調達の支援について、県へ進言する方針を決定した。進言に向けた協議会の活動は、地方紙の一面に大きく報じられ、協議会が単なる情報交換の組織ではなく、現場の声を集約し県・国へ進言する実践的組織であることを県内市町村に伝えることができた。

協議会としての活動が進むにつれ市町村からの関心も高まっていることを実感する。野生鳥獣の出没や被害、対策は地域差があるため市町村の関心度には濃淡がある。

クマ対策を含め専門人材として、狩猟経験を有するガバメントハンターの存在が全国的に掘り起こされたり、雇用が進み始めているが、その定義や役割は自治体ごとに異なる。

もっとも、ハンターも狩猟精神や狩猟スタンスは人によって異なる。雇用されれば、仕事である以上、行政の視点が優先する部分は大きいが、根底には狩猟者としての視点（精神）が醸成されている。故に行政とハンター、両方の立場をバランス良く保つことの難しさもあるのだ。協議会では、従来的一般事務職に加えガバメントハンターを含む担当職員の孤立を防ぎ、点から線へ、線から面へ野生鳥獣対策の底上げを図るべく、ガバメントハンターによる長野県モデルの確立に向けた挑戦が、まさに始まったばかりである。

